

「学校教育で求められる教員の人権意識」



7月24日（火）に、人権尊重教育研修会を行いました。

今年度も、昨年度に引き続き、弁護士の関哉直人（せきや なおと）先生をお迎えして上記のテーマで事例検討会を実施し、ご助言、ご講評をいただきました。

事例検討会では、「文化・宗教に関する人権問題」「災害時における人権」「性的指向・LGBT」に関する3つの案件を取り上げ、問題点や改善策をグループごとに議論しました。

グループで検討を行うことで、望ましい指導や支援について様々な切り口から示唆を得られたことは大きな成果となりました。

関哉先生は、参考になる資料として、文部科学省が作成したリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応などの実施について（教職員向け）」や「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」、「自閉症の人たちのための防災ハンドブック（支援する方へ）」等を使いながら各討論へのご助言、ご講評をしてくださった後、まとめとして次のようなお話をされました。

「どの事例においても、優先事項を考える必要があります。最優先すべきなのは、児童生徒の『安全』や『登校保障』であり、二番目に配慮すべき事項が『人権』となります。教育場面において事例のような案件が持ち上がった時には、その問題の背景に何があるのか、主観で決めつけるのではなく、複数の視点をもっておくことが非常に重要になります。そこから見えてきたいくつかの課題に対し、指導の優先順位や手順を考え、児童生徒の課題解決にあたってほしいと思います。」

今回の研修を通し、「文化・宗教」「性的指向」といった身近になってきた多様性に加え、いつ起こるかわからない「災害」の場面においても、問題の背景に隠された「課題」を複数の視点で丹念に拾い上げ、支援の優先順位を考えながら課題解決に尽力することが、指導者に求められることであると実感しました。

今後も、児童・生徒が心健やかに、より良い成長ができる場所を提供し続けられるよう、研修での成果を生かして教職員一同頑張っていきます。

（文責：研修研究部 市川）